

社会医療法人宏潤会における医療上の事故等の公表に関する指針

I. 公表の目的

社会医療法人宏潤会(以下当法人)において医療上の事故等が発生した場合、事故等の内容を公表することは当法人の透明性を高めるだけでなく、他の医療機関における類似の事象の未然防止や対策立案に寄与することであり、延いては医療の質と安全の向上に貢献することを目的とする。

II. 公表する範囲及び公表方法

1. 医療側の過失に起因した事例

- 1) レベル 5 ならびにレベル 4a・4b のうち医療側に重大な過失のある事例は、調査終了後、遅滞なく個別公表する。
- 2) 個別公表基準に該当しないレベル 3b 以上のうち、医療側の過失に起因した事例は半期(6ヶ月)ごとに包括公表する。(概略と再発防止策)

(参考インシデントレベル区分)

レベル	
3b	予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合
4a 4b	予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害を伴う場合
5	予期しなかった死亡または経過に懸念がある死亡の場合

- 3) 公表適用外の事例については、年度毎に集約して、医療安全管理にかかる情報として件数等をホームページに掲載し公表する。

2. 警鐘事例

- 1) 医療側の過失の有無に拘わらず、類似の事象の発生防止に資するなど、公表が社会的に大きな意義があると考えられる警鐘事例は、医療安全管理者の判断により可及的速やかに個別公表する。
- 2) 上記以外の事例(ヒヤリハット事例を含む)においても、公表が他の医療機関の事故等防止に資すると判断される事例は、医療安全管理者の判断により半期(6ヶ月)ごとに包括公表する。

3. 公表方法

- 1) 包括公表は、当法人ホームページへの掲載による。
- 2) 個別公表においては、当法人ホームページへの掲載及び、必要に応じて記者会見を開催する。

III. 公表を判断するプロセス

1. 病院、診療所等の各事業所において医療事故等に関する職員からの自発的な報告をもとに、医療安全に関する委員会等で、事例分析や再発防止策等の検討を行うとともに、公表事例に該当するか否かの検討を行う。
2. 以上の検討会での意見を踏まえて医療安全管理委員会が総合的に判断し、公表に関する最終決定を行う。

IV. 公表内容と公表に当たっての留意事項

1. 公表内容

原則として、事例の概要(発生年月、場所、発生状況と経緯、対応・処置)と今後の対策、その他必要な事項を公表する。

2. 個人情報の保護

- 1) 公表にあたっては、個人情報の保護に関する法律等に基づいて、患者・家族等のプライバシー・人権に十分配慮し、その内容から患者の特定・識別につながらないように個人情報を保護する。
- 2) 医療従事者についても、公表の目的が医療安全対策の推進であることに鑑み、関係者の特定・識別につながらないように配慮する。

3. 患者・家族等の同意

患者・家族等に対しては、事前に公表内容について十分説明を行い、同意を得よう努める。

(参考)

1. 公表の理由と方法 (■個別公表・■包括公表・■公表適用外)

公表理由		レベル区分			
		5	4a・4b	3b	その他
警鐘事例	(医療側の過失の有無に拘わらず、公表の社会的意義が大きい)	■	■	■	■
	(他の医療機関の事故防止に資すると判断される)	■	■	■	■
医療側の過失に起因した事例		■	重要な過失に起因 ■	■	■
その他の事例		■	■	■	■

※公表適用外の事例については、各病院が年度毎に集約・分析して、医療安全管理にかかる情報として件数等をホームページに掲載し、公表する。

2. 公表の方法・時期と内容

公表方法 時期・内容	個別公表	包括公表
公表時期	可及的速やかに(事例発生後すみやかに原因究明に努め、医療側の過失に起因した医療事故等と判断した場合には調査終了後、遅滞なく公表する)	半期(6ヶ月)
公表内容	①事例の概要 i. 発生年月 ii. 発生場所 iii. 発生状況と経緯 iv. 対応・処置 ②今後の対策 ③その他必要な事項	①発生場所、概略、再発防止策 その他必要な事項

※原則、次々半期までを公表期間とする。

(例) 包括公表フォーマット

No	発生場所	概略	再発防止策
1			
2			